



Title	2009年10月中国武漢出張報告
Author(s)	李, 揚
Citation	知的財産法政策学研究, 28, 256-257
Issue Date	2010-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/43640
Type	other
File Information	28_256-257.pdf



2009年10月中国武漢出張報告

李 揚

(華中科技大学法学院教授
北海道大学情報法政策学研究センター研究員)

2009年10月26日、華中科技大学法学院と北海道大学大学院法学研究科との学術交流や学生の交換留学を内容とする交流協定の調印式が、華中科技大学法学院204号会議室にて行われた。参加者は、華中科技大学法学院易继明院長をはじめとする協定の締結の関係者12名（国際交流処李昊処長、研究生院李震彪処長、国際交流処程潤文処長助理、曹海晶教授、齐海滨教授、杜颖教授、李红海教授、汤俊芳先生、廖婧先生、姜燕兰書記、筆者等）と、北海道大学大学院法学研究科教授・同大学情報法政策学研究センター長・グローバルCOE 拠点リーダーの田村善之教授をはじめとするグローバルCOE 関係者（劉曉倩研究員、洪振豪研究員、修士課程の顾昕氏）4名である。

調印式では、筆者により今回の交流協定締結の背景、過程、両研究科の概況等の説明がなされた後、易继明院長と田村善之教授から、それぞれ華中科技大学法学院と北海道大学大学院法学研究科の歴史、特色ないし教員等が紹介された。そして、研究生院李震彪処長と国際交流処李昊処長は、両研究科の今後の展望についてスピーチをし、特に、李昊処長は今回の協定締結を高く評価し、両研究科の更なる交流を切望すると述べられた。その後、交流協定の調印がなされた。また、同調印式において、田村教授が華中科技大学法学院の客員教授として招聘されることが決まった。

当日、田村教授は華中科技大学法学院の模擬裁判所で「著作権の間接侵害について」と題する講演を行った。これは筆者が招かれたものであり、華中科技大学法学院の客員教授となつてからの田村教授の初めての講演でもあった。同行した劉曉倩研究員及び洪振豪研究員が通訳を担当した。当日は、華中科技大学法学院の教職員や学生約200人も来場し、聴衆席は早くも満員となり、立ち見が多数出るほど盛況であった。

講演は、著作権の間接侵害についての問題の提起、関連の裁判例の紹介、

そして検討という形で進められた。まず、著作物を物理的に利用している者が私人であるために直接の利用行為が著作権侵害とならない場合、そのような行為を大量に誘発するビジネスの関係者が一切の責任を負わなくてよいのかということが問題となるとの指摘がなされた。その問題意識に対する実務の処理を検証するため、カラオケ法理が確立された最判昭和63年3月15日民集42巻3号199頁[クラブ・キャッツアイ上告審]やカラオケ法理の転用の適例とされる東京地判平成14年4月11日判時1780号25頁[ファイルログ著作権仮処分]（東京地判平成15年1月29日判時1810号29頁[同中間判決]）等の裁判例の紹介がなされた。そして、田村教授は、東京地判平成16年10月7日判時1895号120頁[録画ネット]（東京地判平成17年5月31日平成16年(モ)15793号[同仮処分異議]、知財高判平成17年11月15日平成17年(ラ)10007号[同抗告審]）、東京地判平成19年3月30日平成18年(ヨ)22046号最高裁HP[ロクラク]、東京地判平成19年5月25日平成18年(ワ)10166号最高裁HP[MYUTA]、東京地判平成18年8月4日判時1945号95頁[まねきTV]（知財高判平成18年12月22日平成18年(ラ)10012号最高裁HP[同抗告審]）等の具体的な事例を用いてカラオケ法理とその転用を評価した。結局、司法による調整と立法による調整の役割分担を考慮しつつ、カラオケ法理は人的支配管理類型に止めるべきであるとの結論が示された。また、ソフトウェアの開発者に対して著作権侵害の幫助犯の成立を認めた京都地判平成18年12月13日判タ1229号105頁[Winny]を覆し、原判決のような法律構成だと、違法行為ばかりでなく適法行為にも用いられうる価値中立的なソフトウェアの開発を過度に委縮させると指摘し、控訴人を無罪とした大阪高判平成21年10月8日平成19年(ウ)461号[同2審]の紹介もなされた。

前掲の講演にて、華中科技大学法学院杜颖教授、易继明教授、齐海滨教授、方建国講師をはじめ、学生も様々な質問を提起し、活発な議論がなされた。